

中央学院大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針

令和4年4月1日
中央学院大学学長

中央学院大学（以下「本学」という。）では、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の運営・管理のあり方について、以下の取り組みを実施します。

本学における公的研究費の不正使用を防止するため、今後とも適正な管理・運営の一層の充実を図って参ります。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の管理・運営を適正に行うため、「中央学院大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」において、管理・運営に関わる者の責任体系を明確化しています。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正根絶に向けて、公的研究費の管理・運営に関する全ての構成員に対して、不正防止対策の理解促進を目的としたコンプライアンス教育を実施。加えて、不正防止意識の向上と浸透を目的とした啓発活動を全ての構成員に対し、継続的に実施します。

本学では、公的研究費に関する使用ルールや事務処理手続き等についてのルールを統一し、わかりやすくまとめたガイドブック（手引き）を作成し、周知徹底します。

公的研究費の事務処理に関する構成員について適切な職務分掌規程及び決済手続きを定め、その権限と責任を明確にします。

機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備します。また、運用に当たっては、公正で透明性の高い仕組みを構築します。

公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生に対してもルールの周知を徹底します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画の推進を担当する部署（防止計画推進部署）を社会連携・研究支援室に設置します。また、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施を徹底します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の適正な予算執行を行うため、事務担当者による物品検収や非常勤雇用者の雇用管理を徹底する等、実効性のあるチェックが効くシステムを構築します。

また、業者との癒着の発生を防止するため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めます。

5. 情報発信・共有化の推進

本学における公的研究の不正防止に関する方針及びルール等を外部に情報発信するとともに、使用ルールに関して機関内外からの相談を受け付ける窓口を社会連携・研究支援室に設置します。

6. モニタリングの在り方

機関全体の視点からの公的研究費の内部監査及びモニタリング体制を整備します。また、監事との連携を強化し、不正防止対策に努めます。